

令和7年度 第1回 広島県道路メンテナンス会議

日時：令和7年10月7日（火）

10:00～12:00

場所：広島国道事務所 5階会議室
(WEB併用)

議事次第

○ 開会

○ 挨拶

○ 議事

資料ページ

1. 規約改正

P 1

2. 道路メンテナンス会議年間スケジュール

P 5

3. 自治体支援の取組

P 6

4. 令和6年度点検の結果

P 8

5. 連絡調整

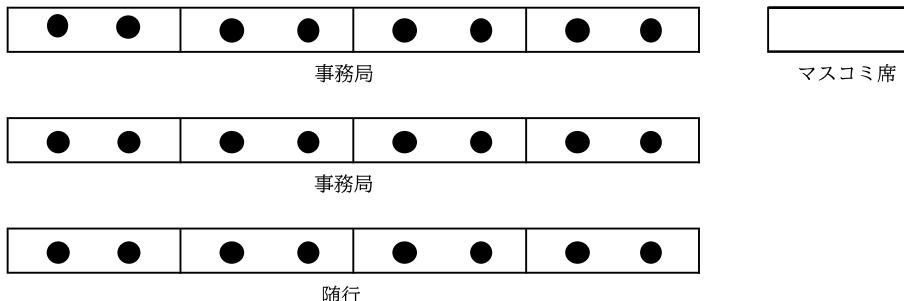
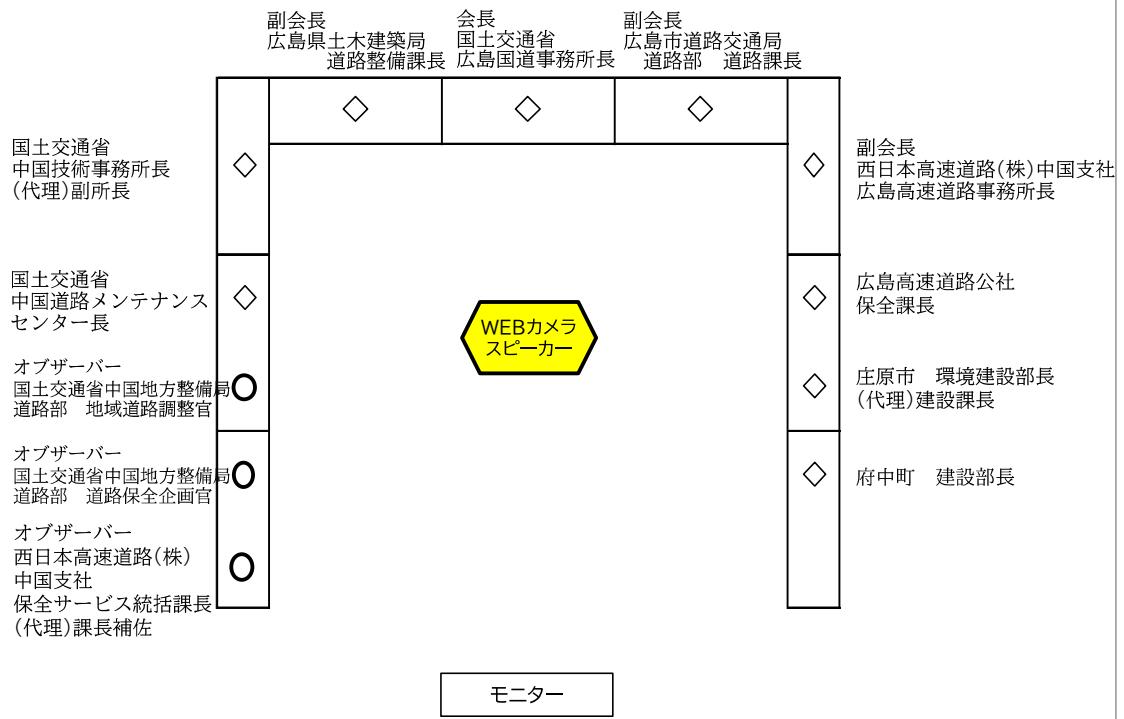
○ 閉会

令和7年度 第1回広島県道路メンテナンス会議 出席者名簿

所 属	構成員	出席者		
		役職	氏名	備考
会長 国土交通省中国地方整備局	広島国道事務所長	広島国道事務所長	金納 聰志	会場
副会長 国土交通省中国地方整備局	福山河川国道事務所長	福山河川国道事務所長	久富 浩二	WEB
副会長 国土交通省中国地方整備局	三次河川国道事務所長	三次河川国道事務副所長	竹下 和幸	WEB
副会長 広島県土木建築局	道路整備課	道路整備課長	前岡 秀紀	会場
副会長 広島県土木建築局	技術企画課	【代理】主査(GL)	見当 邦晴	WEB
副会長 広島市道路交通局道路部	道路課長	道路課長	佐々木 高信	会場
副会長 西日本高速道路株式会社中国支社	広島高速道路事務所	広島高速道路事務所長	三井 邦弘	会場
広島県道路公社	道路部長(兼)維持管理課長	【代理】維持管理係長	吉山 仁	WEB
広島高速道路公社	保全課長	保全課長	富士田 昌栄	会場
本州四国連絡高速道路株式会社 しまなみ尾道管理センター	所長	所長	佐藤 高通	WEB
吳市	土木部長	部長	松川 隆志	WEB
竹原市	建設部長	建設部長	岡崎 太一	WEB
三原市	建設部長	建設部長	山本 章博	WEB
尾道市	建設部長	【代理】維持修繕課長	樋口 敬芳	WEB
福山市	土木部長	土木部長	児玉 信治	WEB
府中市	建設部長	【代理】建設部土木課維持係長	川崎 智隼	WEB
三次市	建設部長	【代理】土木課課長	行政 直樹	WEB
庄原市	環境建設部長	【代理】建設課長	杉谷 美和紀	会場
大竹市建設部	建設部長	建設部長	中司 和彦	WEB
東広島市	建設部長	【代理】建設部維持課長	沖田 功司	WEB
廿日市市	建設部長	【代理】建設部維持管理課専門員	上野 洋輔	WEB
安芸高田市	建設部長	建設部長	佐々木 宏	WEB
江田島市	土木建築部長	土木建築部長	東埜 泰二郎	WEB
府中町	建設部長	建設部長	磯龜 智	会場
海田町	建設部長	建設部長	木村 生栄	WEB
熊野町	建設農林部長	建設農林部長	福嶋 春樹	WEB
坂町	技監(兼)建設部長	技監(兼)建設部長	小田 嘉幸	WEB
安芸太田町	建設課長	建設課長	武田 雄二	WEB
北広島町	建設課長	建設課長	藤井 尚志	WEB
大崎上島町	建設課長	建設課長	下川 昇	WEB
世羅町	建設課長	建設課長	福本 宏道	WEB
神石高原町	建設課長	欠席		
国土交通省中国地方整備局	中国技術事務所長	【代理】中国技術事務所副所長	井町 和正	会場
国土交通省中国地方整備局	中国道路メンテナンスセンター長	中国道路メンテナンスセンター長	鈴木 晃	会場
一般社団法人広島県土木協会	技術部長	技術部長	影田 康隆	WEB
オブザーバー 国土交通省中国地方整備局道路部	地域道路調整官	地域道路調整官	錦織 直紀	会場
オブザーバー 国土交通省中国地方整備局道路部	道路保全企画官	道路保全企画官	佐々田 敬久	会場
オブザーバー 西日本高速道路株式会社中国支社	保全サービス統括課	【代理】課長代理	清水 健二	会場
事務局	国土交通省中国地方整備局 広島国道事務所管理第二課			
	国土交通省中国地方整備局 中国道路メンテナンスセンター技術課			
	広島県土木建築局 道路整備課			
	広島市道路交通局道路部 道路部道路課			
	西日本高速道路株式会社中国支社 広島高速道路事務所統括課			

令和7年度第1回 広島県道路メンテナンス会議 配席表

令和 7年10月 7日(火)
国土交通省広島国道事務所



出入口

広島県道路メンテナンス会議規約

(名 称)

第1条 本会議は、「広島県道路メンテナンス会議」（以下「会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法（昭和27年法律第180号）第28条の2に規定の「協議会」に位置付けるものとし、広島県内の道路管理を計画的、効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整等を行うことにより、道路施設等の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- 一 道路施設の維持管理等に係る情報共有・情報発信に関する事項。
- 二 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関する事項。
- 三 道路施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関する事項。
- 四 その他道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項

(組 織)

第4条 会議は、別表1に掲げる、広島県内における高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者等で組織する。

- 2 会議には、会長及び副会長6名を置くものとし、会長は国土交通省中国地方整備局広島国道事務所長、副会長は国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所長、国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所長、広島県土木建築局道路整備課長、広島県土木建築局技術企画課長、広島市道路交通局道路部道路課長及び西日本高速道路株式会社中國支社広島高速道路事務所長とする。
- 3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため、専門部会を設置することができる。
- 5 会議には、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者の代表者からなる幹事会を置くものとし、構成は別表2のとおりとする。
- 6 会議に、道路施設等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口を設置し、国土交通省中国地方整備局中国道路メンテナンスセンター技術課に置く。

(会議の運営)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

2 会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、次の事項について調整する。

- 一 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整に関する事項。

- 二 会議における審議議題の調整に関すること。
- 三 その他会議の運営に際し必要となる事項の調整に関すること。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局広島国道事務所管理第二課、国土交通省中国地方整備局中国道路メンテナンスセンター技術課、広島県土木建築局道路整備課、広島市道路交通局道路部道路課及び西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所統括課に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行う。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

(附 則)

本規約は、平成26年 6月30日から施行する。

平成27年	6月12日	改正
平成28年	7月26日	改正
平成29年	8月 9日	改正
平成29年12月22日		改正
令和 元年	8月20日	改正
令和 2年	8月28日	改正
令和 3年	8月30日	改正
令和 4年	9月30日	改正
令和 5年	9月11日	改正
令和 6年	3月25日	改正

広島県道路メンテナンス会議構成員名簿

別表1

	所 属	役 職
会長	国土交通省中国地方整備局	広島国道事務所長
副会長	国土交通省中国地方整備局	福山河川国道事務所長
副会長	国土交通省中国地方整備局	三次河川国道事務所長
副会長	広島県土木建築局	道路整備課長
副会長	広島県土木建築局	技術企画課長
副会長	広島市道路交通局道路部	道路課長
副会長	西日本高速道路株式会社中国支社	広島高速道路事務所長
	広島県道路公社	道路部長(兼)維持管理課長
	広島高速道路公社	保全課長
	本州四国連絡高速道路株式会社しまなみ尾道管理センター	所長
吳市		土木部長
竹原市		建設部長
三原市		建設部長
尾道市		建設部長
福山市		土木部長
府中市		建設部長
三次市		建設部長
庄原市		環境建設部長
大竹市		建設部長
東広島市		建設部長
廿日市市		建設部長
安芸高田市		建設部長
江田島市		土木建築部長
府中町		建設部長
海田町		建設部長
熊野町		建設農林部長
坂町		技監(兼)建設部長
安芸太田町		建設課長
北広島町		建設課長
大崎上島町		建設課長
世羅町		建設課長
神石高原町		建設課長
国土交通省中国地方整備局		中国技術事務所長
国土交通省中国地方整備局		中国道路メンテナンスセンター長
一般社団法人広島県土木協会		技術部長
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局道路部	地域道路調整官
	国土交通省中国地方整備局道路部	道路保全企画官
	西日本高速道路株式会社中国支社保全サービス事業部	保全サービス統括課長
事務局	国土交通省中国地方整備局広島国道事務所管理第二課	
	国土交通省中国地方整備局中国道路メンテナンスセンター技術課	
	広島県土木建築局道路整備課	
	広島市道路交通局道路部道路課	
	西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所統括課	

広島県道路メンテナンス会議幹事会構成員名簿

別表2

	所 属	役 職
幹事長	国土交通省中国地方整備局広島国道事務所	副所長
副幹事長	国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所	副所長
副幹事長	国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所	副所長
副幹事長	広島県土木建築局道路整備課	参事
副幹事長	広島県土木建築局技術企画課	参事
副幹事長	広島市道路交通局道路部道路課	課長補佐
副幹事長	西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所	副所長
	広島県道路公社道路部維持管理課	維持管理係長
	広島高速道路公社保全管理部保全課	課長補佐
	本州四国連絡高速道路株式会社しまなみ尾道管理センター	副所長
	呉市土木部土木整備課	課長
	竹原市建設部建設課	課長
	三原市建設部土木整備課	課長
	尾道市建設部維持修繕課	課長
	福山市建設局土木部道路整備課	課長
	府中市建設部土木課	課長
	三次市建設部土木課	課長
	庄原市環境建設部建設課	課長
	大竹市建設部土木課	課長
	東広島市建設部技術企画課	建設部次長(兼)課長
	廿日市市建設部維持管理課	課長
	安芸高田市建設部建設課	課長
	江田島市土木建築部建設課	課長
	府中町建設部都市整備課	課長
	海田町建設部建設課	課長
	熊野町建設農林部建設課	建設農林部次長(兼)課長
	坂町建設部産業建設課	課長
	安芸太田町建設課	課長補佐
	北広島町建設課	課長補佐
	大崎上島町建設課	土木耕地係長
	世羅町建設課	管理係長
	神石高原町建設課	課長補佐
	国土交通省中国地方整備局中国技術事務所	副所長
	国土交通省中国地方整備局中国道路メンテナンスセンター	技術課長
	一般社団法人広島県土木協会	技術部長
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局道路部	地域道路課長
	国土交通省中国地方整備局道路部	道路構造保全官
	西日本高速道路株式会社中国支社保全サービス事業部	保全サービス統括課長
事務局	国土交通省中国地方整備局広島国道事務所管理第二課	
	国土交通省中国地方整備局中国道路メンテナンスセンター技術課	
	広島県土木建築局道路整備課	
	広島市道路交通局道路部道路課	
	西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所統括課	

広島県道路メンテナンス会議 年間スケジュール

【令和7年度】

5月1日 **第1回地下占用物連絡会議**

8月8日 **第2回地下占用物連絡会議**

8月25日 **メンテナンス年報の公表**

10月7日 **第1回 道路メンテナンス会議**

- ・令和6年度の点検結果、修繕実施状況
- ・令和7年度自治体技術支援（活動予定）
- ・課題の共有、連絡調整 など

(同時開催) **跨道橋連絡会議**

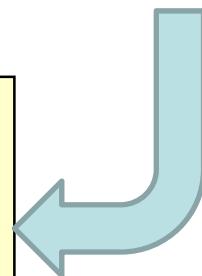
(同時開催) **道路鉄道連絡会議**

隨時 **点検支援技術見学会 等**

・令和7年度点検実施結果（見込み）

2月頃 **第2回 道路メンテナンス会議**

- ・点検支援技術現地見学（予定）
- ・令和7年度の点検見込、修繕実施状況
- ・令和8年度の点検計画
- ・令和7年度自治体技術支援（活動報告）
- ・直轄診断箇所の推薦 など



自治体支援の取り組み（R6年度実績）

【総務省】

橋梁点検・診断講習会

- ・初心者向け（WEB講座）「やってみよう橋梁定期点検」通年
- ・点検要領改訂説明会：（福山）6月11日、（広島）6月20日、（三次）6月25日
- ・橋梁定期点検講習会（VR）：（広島県西部）7月16日、（広島県東部）8月20日
（広島県北部）1月9日
- ・東広島市点検講習会 10月18日
- ・広島県アセットマネジメント現場研修 11月14日



橋梁定期点検講習会（VR）

点検支援技術活用講習会・見学会

- ・橋梁点検講習会（点検支援技術）三次河川国道 9月4日
- ・舗装工事現場見学会（コンクリート舗装）三次河川国道事務所 9月19日
- ・トンネル点検講習会（点検支援技術）福山河川国道 11月1日



現場見学会（コンクリート舗装）

橋梁修繕講習会

- ・橋梁管理実務者講習会（WEB講習会） R7.1月～R7.9月



点検支援技術活用見学会

橋梁修繕現場見学会

開催なし

技術相談・不具合対応支援

- ・技術相談：1件（広島県内）
- ・不具合対応支援：なし（広島県内）

新技術に関する情報提供

- ・『新技術・新工法の一元化リスト』をHPへ掲載 2回/年更新予定



橋梁点検講習会

自治体支援の取り組み（R7年度予定）※一部実績

【松原市】

橋梁点検・診断講習会

実施予定：初心者向け（WEB講座）「やってみよう橋梁定期点検」通年

橋梁定期点検講習会（VR）：（広島県西部）6月20日、（広島県東部）8月27日

※その他要望に応じ随時実施予定

東広島市橋梁点検勉強会（9月26日）、三原市橋梁点検勉強会（10月2日）

広島県アセットマネジメント現場研修（10月3日）

点検支援技術活用講習会・見学会

実施予定：随時

- ・橋梁点検講習会（点検支援技術）三次河川国道 10月下旬（予定）
- ・トンネル点検講習会（点検支援技術）三次河川国道 11月中旬（予定）
- ・各管理者による点検支援技術（新技術）の試行に合わせて開催

橋梁修繕講習会

- ・令和6年度 橋梁管理事務者講習会（WEB講習会） R7.1月～R7.9月

橋梁修繕現場見学会

実施予定：随時

- ・各管理者から橋梁補修工事現場を提供
- ・新技術の使用等現場の状況に合わせて開催

技術相談・不具合対応支援

- ・診断、工法選定等の技術相談
- ・道路施設不具合等の対応支援

新技術に関する情報提供

- ・『新技術・新工法の一元化リスト』をHPへ掲載 2回/年更新予定

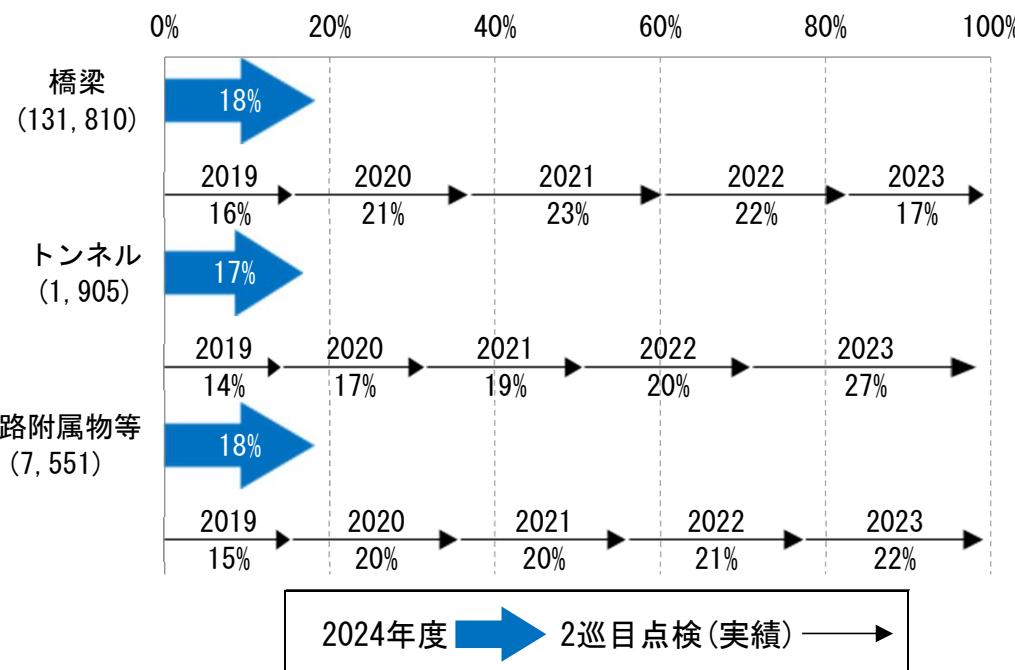
No.	分類項目	小分類項目	技術名称	NETIS 用数	新技術開発システム（NETIS）										NETIS登録番号	性能 カタログ 用数	性能カタログ番号	
					技術 開発 技術	実用 促進 技術	評価 技術	実用 促進 技術	経済性	工程	品質	施工性	中国地盤	他地盤				
1	点検	非破壊検査技術	NETISへのリンク	○		○	○	○	○	○	○	○	1件	7件	CB-190004-VE			
2	点検	非破壊検査技術	電磁波上部非破壊検査システム（床面キャッチャー）	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
※外観検査ツールサポートシステム・システム																		
1	指揮	（新工法・ 新材料）	コンクリート 修繕・補強	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	8件	CG-160013-VE		
2	指揮	（新工法・ 新材料）	コンクリート 修繕・補強	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	3件	SK-140006-VR		
■措置（修繕・補修）に関する技術																		
新しい技術動向調査機関C-21リスト																		
1	指揮	（新工法・ 新材料）	コンクリート 修繕・補強	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	8件	CG-160013-VE		
2	指揮	（新工法・ 新材料）	コンクリート 修繕・補強	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	3件	SK-140006-VR		

新技術・新工法の一元化リスト

- 全道路管理者の3巡目(2024年度)の点検実施状況は、橋梁:18%、トンネル:17%、道路附属物等※:18%となっており、2巡目1年目を上回り着実に進捗している。
- 全道路管理者の3巡目(2024年度)の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)の割合は、橋梁:7%、トンネル:24%、道路附属物等:9%

※道路附属物等:シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

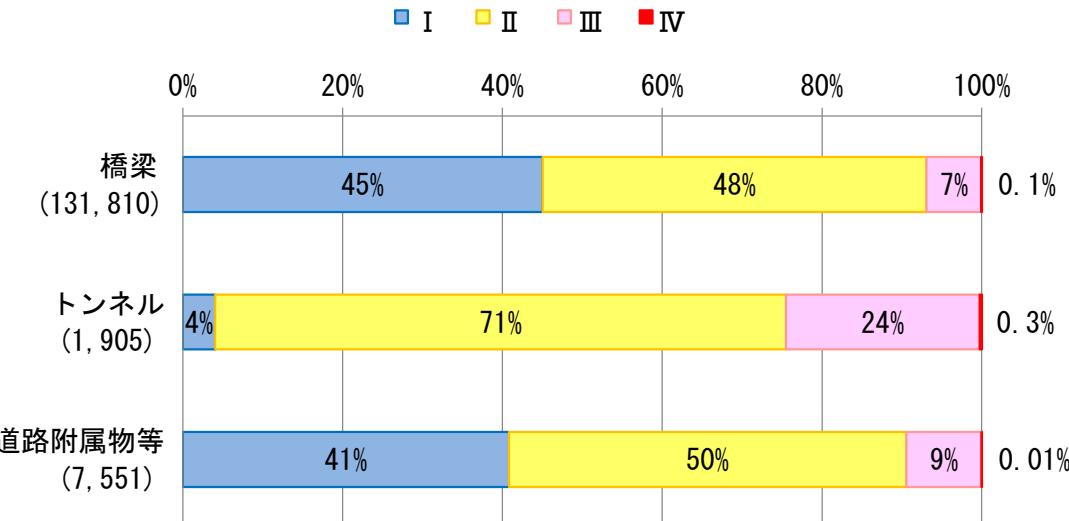
3巡目(2024年度)の点検実施状況



※()内は、2024年度に点検を実施した施設数の合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

3巡目(2024年度)の点検結果



※()内は、2024年度に点検を実施した施設数の合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

判定区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

橋梁の損傷事例

判定区分III

早期措置段階「構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態」



国管理 床版鉄筋露出
※床版:橋の裏側



地方自治体管理 主桁腐食



地方自治体管理 支承腐食

判定区分IV

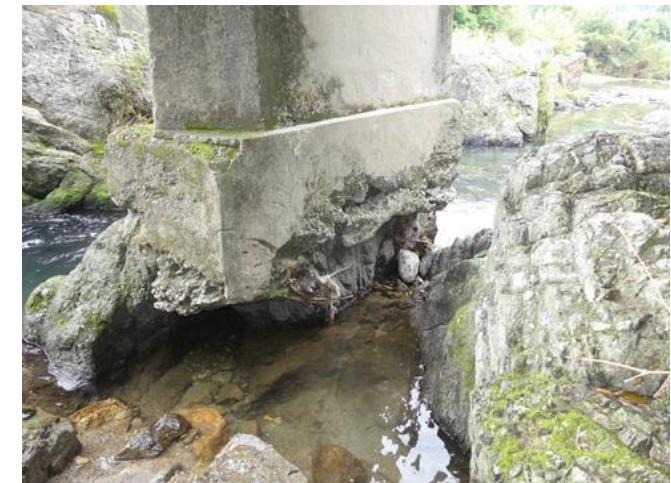
緊急措置段階「構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態」



国管理 主桁腐食・欠損



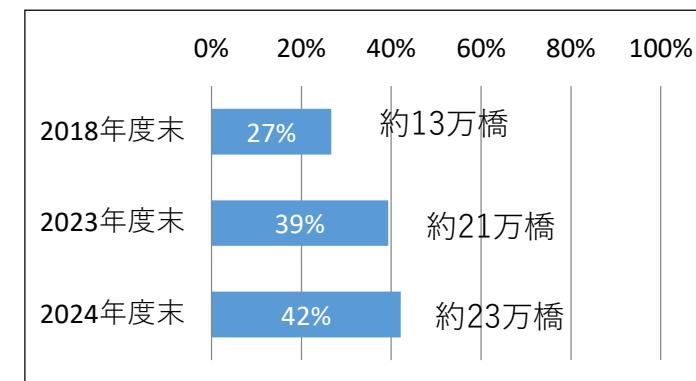
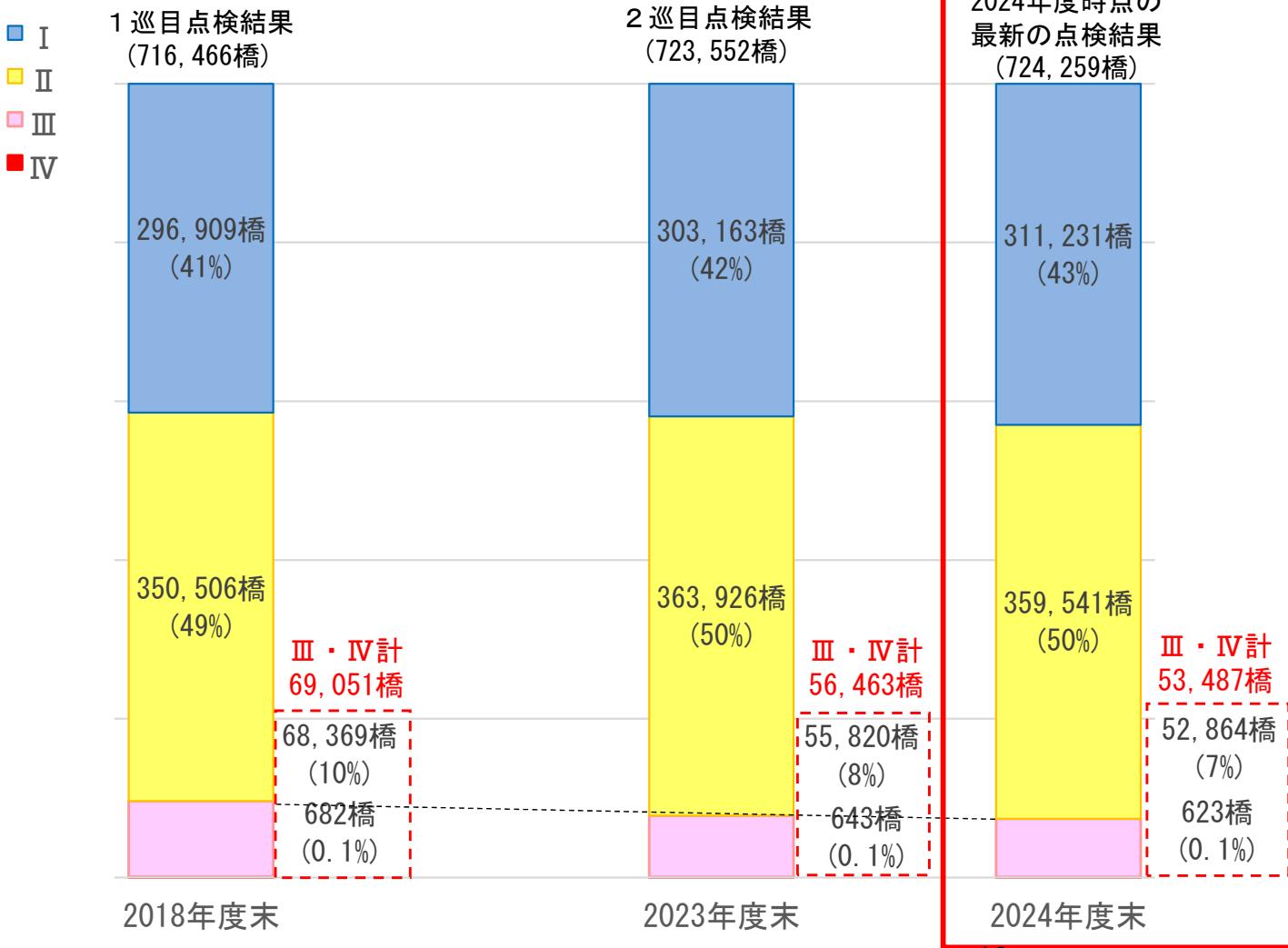
地方自治体管理 床版鉄筋露出



地方自治体管理 橋脚洗掘

2024年度末時点での橋梁の判定区分毎の施設数と割合

- 2024年度末時点での点検結果では判定区分の割合は、I : 43%、II : 50%、III : 7%、IV : 0.1%であり、修繕等が必要な判定区分III・IVの橋梁は53,487橋であった。
- 1巡目点検終了時点と比較すると建設後50年以上経過した橋梁数は増加している一方で、年々判定区分III・IVの橋梁数は着実に減少している。

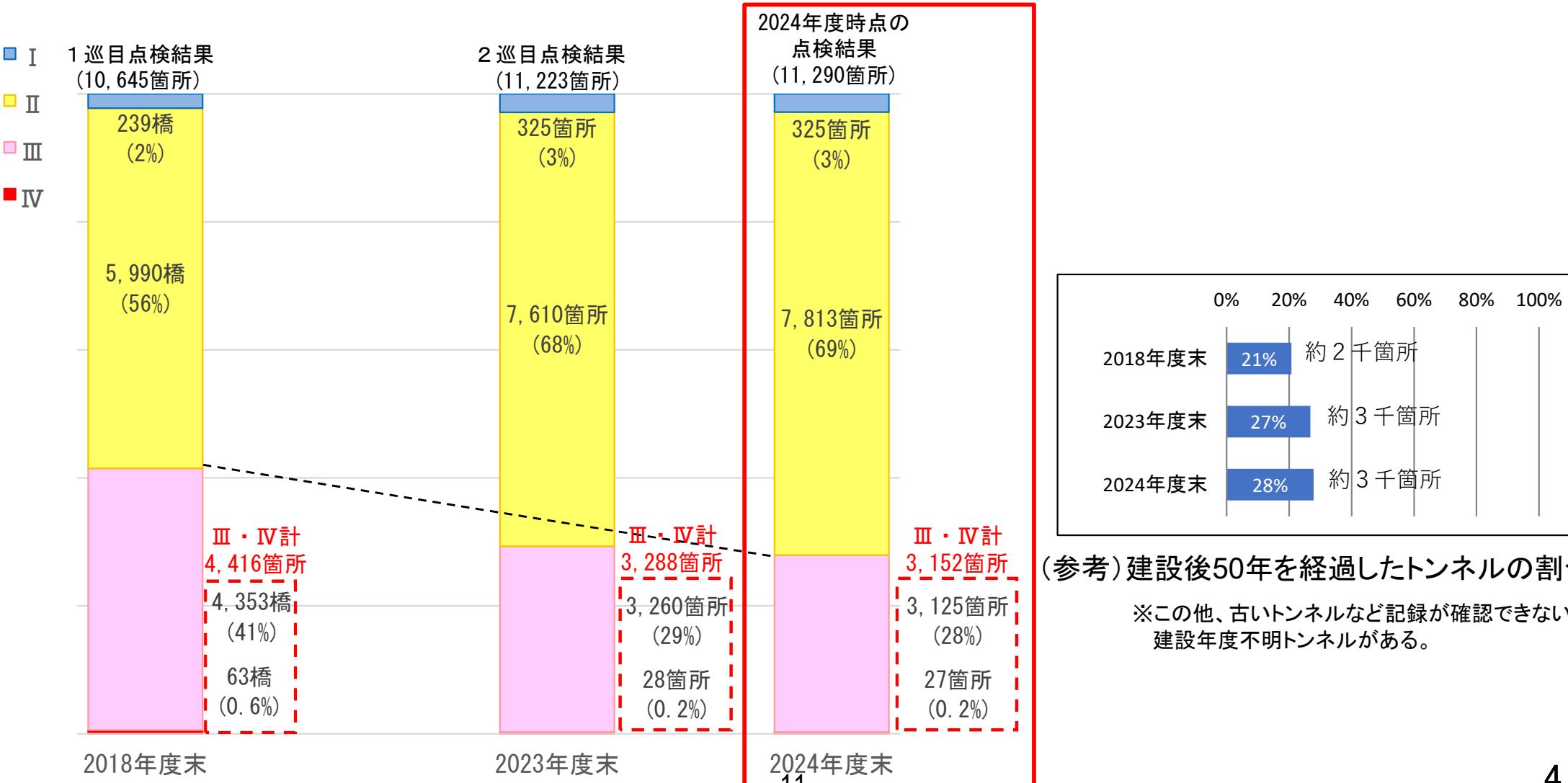


(参考)建設後50年を経過した橋梁の割合

※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁がある。

2024年度末時点でのトンネルの判定区分毎の施設数と割合

- 2024年度末時点での点検結果では判定区分の割合は、I :3%、II :69%、III :28%、IV :0.2%であり、修繕等が必要な判定区分III・IVのトンネルは3,152箇所であった。
- 1巡目点検終了時点と比較すると建設後50年以上経過したトンネルは増加している一方で、年々判定区分III・IVのトンネルは着実に減少している。



- 2024年度末時点の点検で早期に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅳ)と判定された橋梁およびトンネルの修繕等措置実施状況は以下の通り。

＜橋梁＞

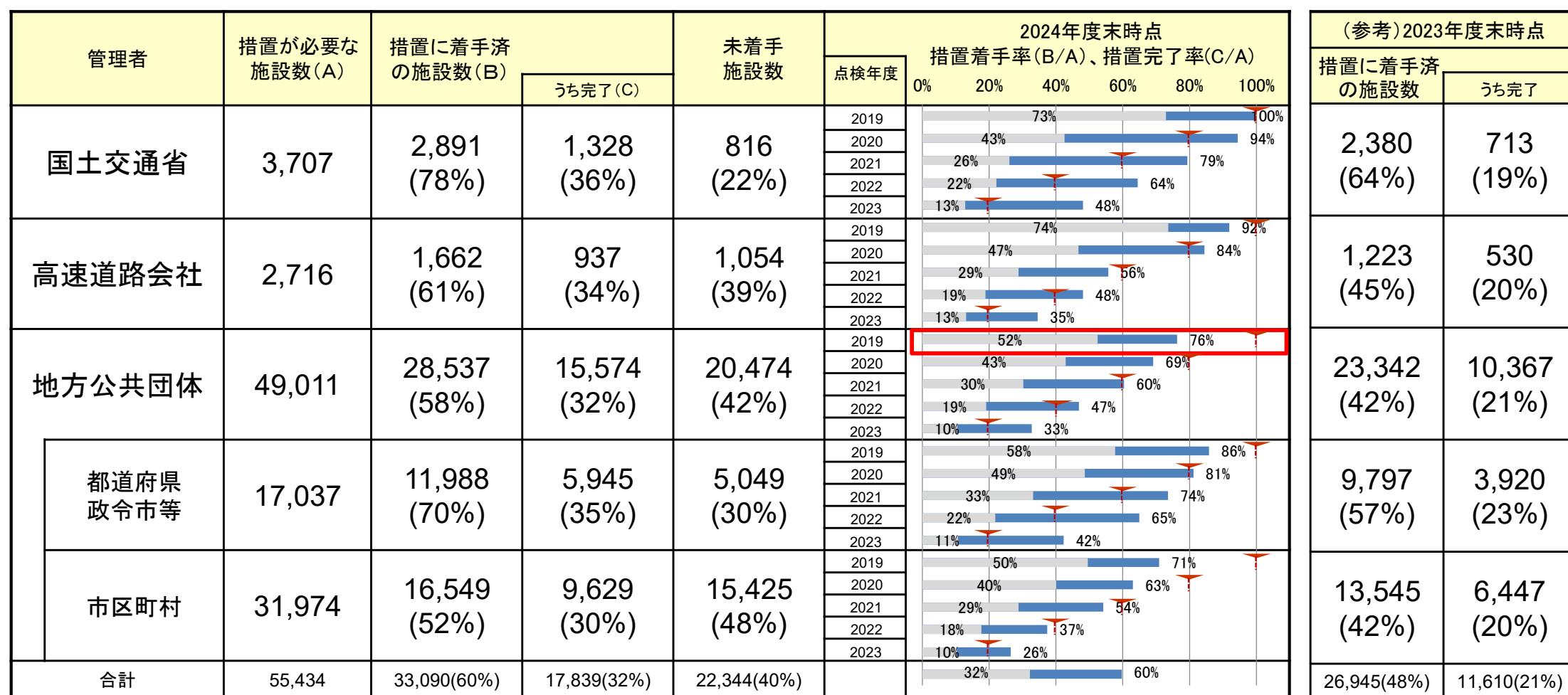
管理者	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	未着手施設数	
			うち完了(C)	
国土交通省	3,636	2,200 (61%)	754 (21%)	1,436 (39%)
高速道路会社	2,720	1,245 (46%)	571 (21%)	1,475 (54%)
地方公共団体	47,131	22,343 (47%)	10,604 (22%)	24,788 (53%)
都道府県政令市等	16,608	9,563 (58%)	4,044 (24%)	7,045 (42%)
市区町村	30,523	12,780 (42%)	6,560 (21%)	17,743 (58%)
合計	53,487	25,788(48%)	11,929(22%)	27,699(52%)

＜トンネル＞

管理者	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	未着手施設数	
			うち完了(C)	
国土交通省	410	241 (59%)	86 (21%)	169 (41%)
高速道路会社	416	186 (45%)	120 (29%)	230 (55%)
地方公共団体	2,326	1,368 (59%)	779 (33%)	958 (41%)
都道府県政令市等	1,729	1,132 (65%)	666 (39%)	597 (35%)
市区町村	597	236 (40%)	113 (19%)	361 (60%)
合計	3,152	1,795(57%)	985(31%)	1,357(43%)

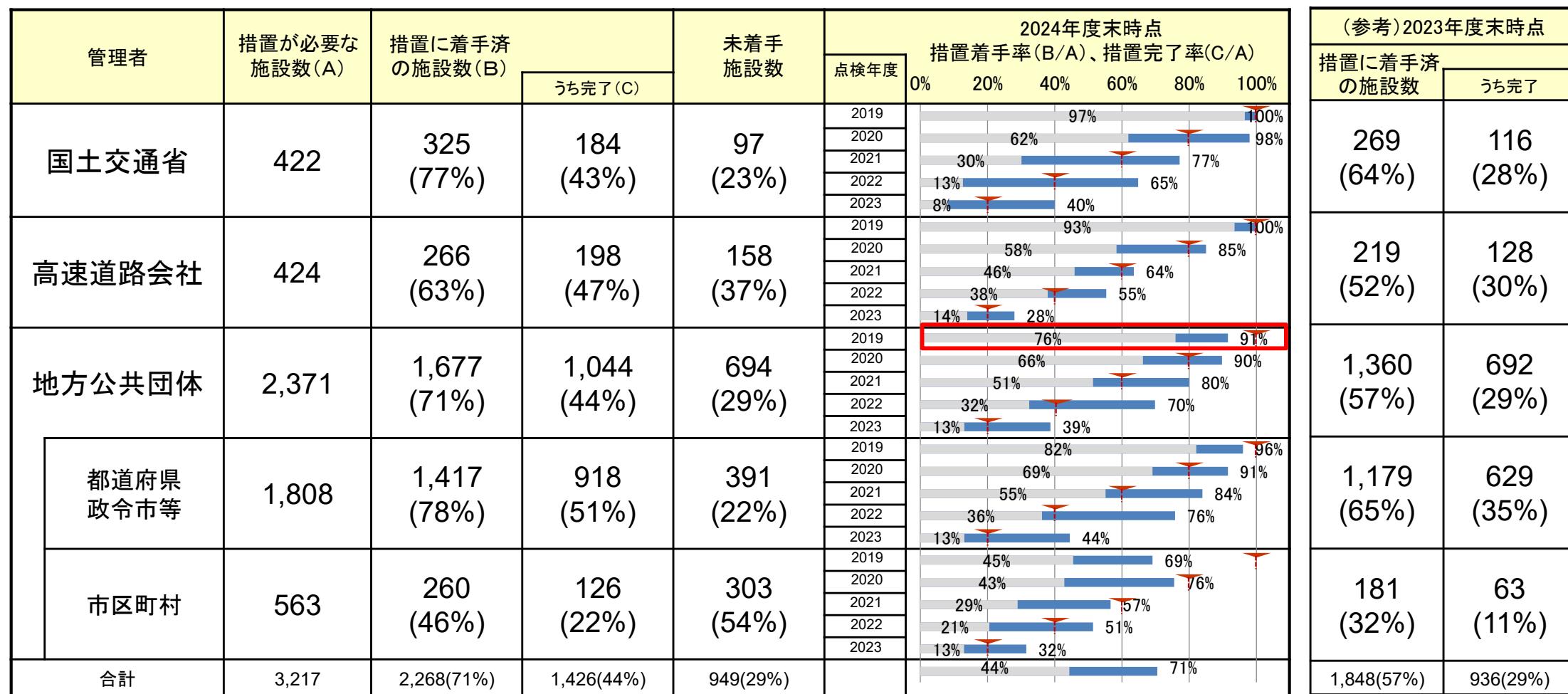
2巡目点検で判定区分III、IVの橋梁の修繕等措置の実施状況

- 2巡目(2019年度～2023年度)の点検で早期に措置を講ずべき状態(区分III)又は緊急に措置を講ずべき状態(区分IV)と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024年度末時点で国土交通省:78%、高速道路会社:61%、地方公共団体:58%、完了した割合は、国土交通省:36%、高速道路会社:34%、地方公共団体:32%
- 判定区分III・IVである橋梁は次回点検まで(5年以内)に措置を講ずべきとしているが、地方公共団体において5年以上経過していても措置に着手できていない橋梁は約2割ある。



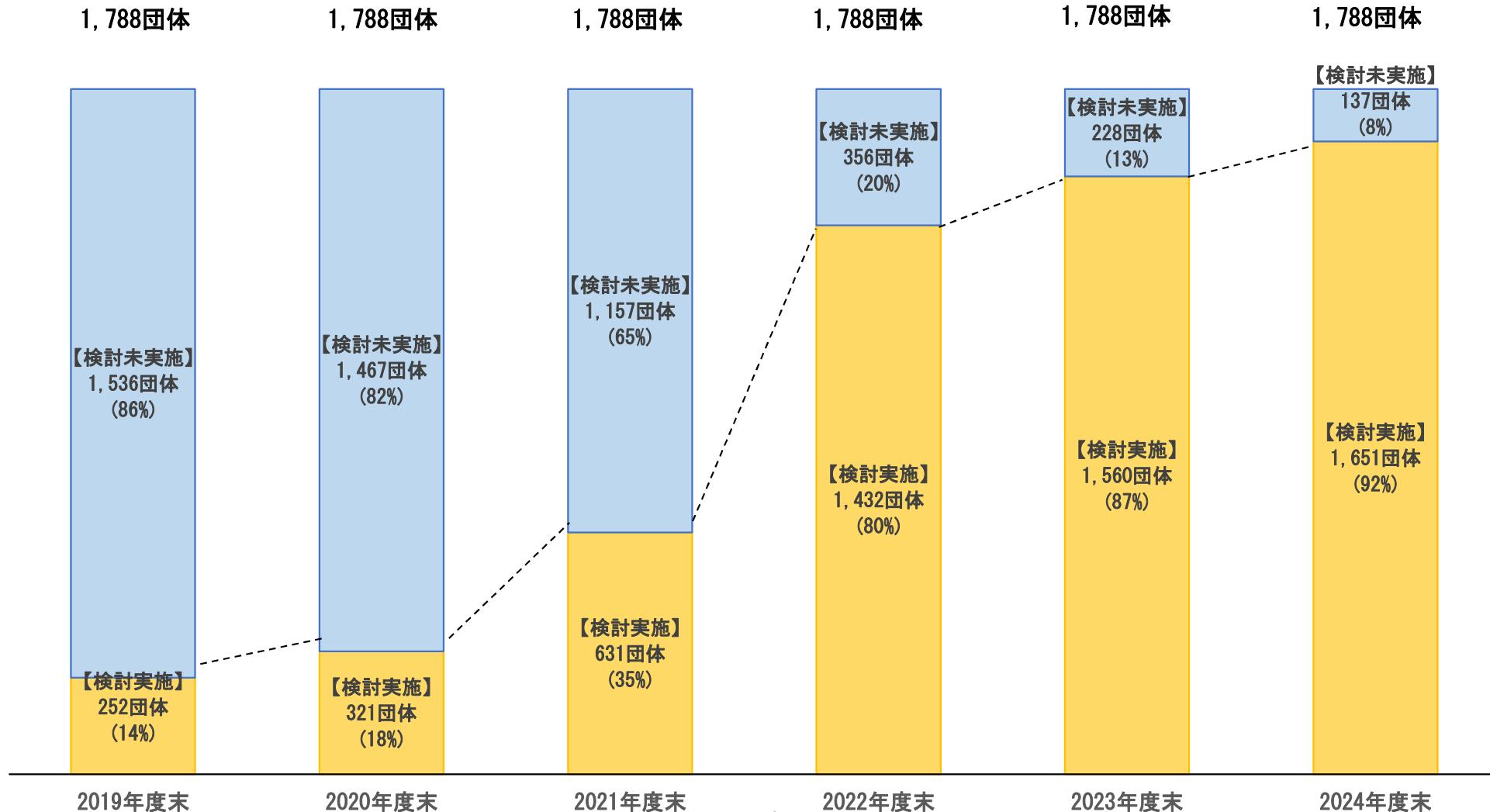
2巡目点検で判定区分III、IVのトンネルの修繕等措置の実施状況

- 2巡目(2019年度～2023年度)の点検で早期に措置を講ずべき状態(区分III)又は緊急に措置を講ずべき状態(区分IV)と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024年度末時点で国土交通省:77%、高速道路会社:63%、地方公共団体:71%、完了した割合は、国土交通省:43%、高速道路会社:47%、地方公共団体:44%
- 判定区分III・IVである橋梁は次回点検まで(5年以内)に措置を講ずべきとしているが、地方公共団体において5年以上経過していても措置に着手できていないトンネルは約1割ある。



地方公共団体における集約・撤去・機能縮小等の検討状況

- 市区地方公共団体における施設の集約・撤去・機能縮小等の検討状況は、2019年度末より毎年着実に増加しており、2024年度末時点では92%となっている。
- また、地方公共団体の取組の一助になるよう、道路橋等の集約・撤去の事例集を公開している。



路面下空洞調査の実施状況(2024年度・国土交通省)

- 直轄国道における2024年度の路面下空洞調査の調査延長は3,079km(調査対象延長の約15%)
- 調査の結果、路面下空洞が4,739箇所確認され、そのうち路面陥没の可能性が高いと考えられる区分Aが119箇所(2%)
- 区分Aの119箇所については、全ての箇所で修繕等に着手済み

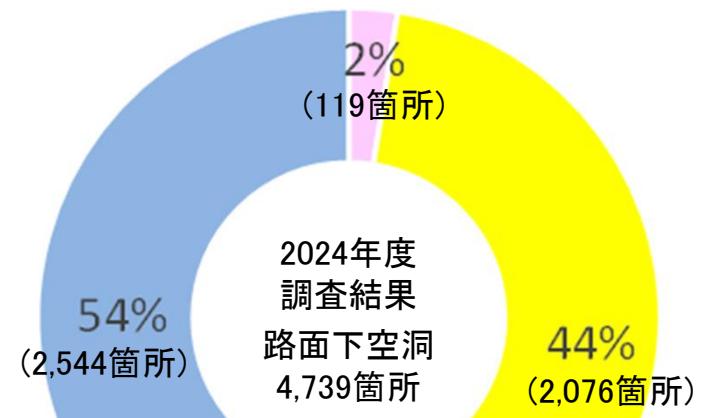
■路面下空洞調査の調査結果

道路管理者	調査対象延長(道路延長)	調査延長(道路延長)	空洞確認箇所	路面陥没の可能性		
				A(高い)	B(中程度)	C(低い)
国土交通省	20,810km	3,079km	4,739箇所	119箇所(119)※	2,076箇所(207)※	2,544箇所(25)※

※ うち修繕等の優先度が高い箇所
(埋設物の設置状況や沿道状況などを踏まえて優先度を判断)

2025.3末時点

■路面陥没の可能性判定区分の割合



■修繕等の優先度が高い箇所の修繕実施状況

路面陥没の可能性	修繕等の優先度が高い箇所※	修繕等に着手済み箇所	うち完了
A(高い)	119箇所	119箇所(100%)	118箇所(99%)
B(中程度)	207箇所	61箇所(29%)	45箇所(22%)
C(低い)	25箇所	19箇所(76%)	11箇所(44%)

※ うち修繕等の優先度が高い箇所
(埋設物の設置状況や沿道状況などを踏まえて優先度を判断)

2025.8.25時点

■ A:陥没の可能性が高い空洞
■ B:陥没の可能性が中程度の空洞
■ C:陥没の可能性が低い空洞

地下占用物の調査・修繕状況(2024年度)

- 占用物の健全性などの確認は、関係法令や施設特性等に応じた管理者毎の考え方に基づき実施
- 新たに設置した「地下占用物連絡会議」の場などを通じて、占用事業者が実施した調査結果を道路管理者と共有

■主な地下占用物の調査・修繕状況

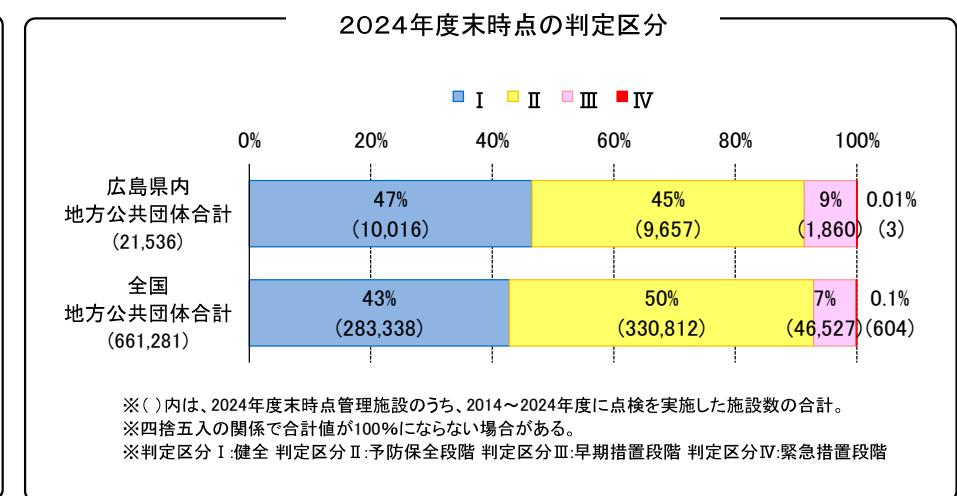
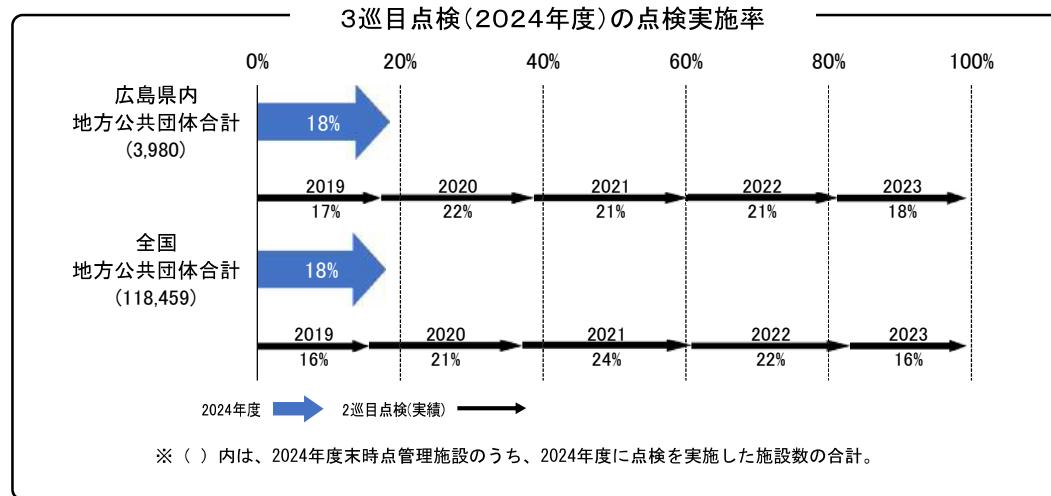
占用物	対象施設		調査・修繕状況		
			調査数	不具合箇所	措置済箇所
電力	洞道	3,903区間	745区間	—	—
	マンホール	114,619箇所	18,700箇所	224箇所	7箇所
通信	洞道	618km	239km	—	—
	マンホール	790,450箇所	78,748箇所	81箇所	8箇所
ガス	管路	258,382km	54,737km	2,928箇所	2,815箇所
水道	管路	約79万km ^{※1}	約35万km	14,113箇所	12,521箇所
下水道	管路	約50万km	約2.5万km	86km ^{※2}	17km ^{※3}

※1 水道統計及び簡易水道統計の延長計

※2 緊急度Iと判定された延長

※3 措置未了の箇所については、速やかな措置の実施を要請中

広島県の地方公共団体における橋梁の老朽化対策の状況



判定区分III・IV施設の修繕等措置の状況(2024年度末時点)

道路管理者	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	昨年度からの着手済施設増加数 ※	措置完了済の施設数 C (C/A)		昨年度からの完了済施設増加数 ※
				措置完了済の施設数 C (C/A)	昨年度からの完了済施設増加数 ※	
広島県内地方公共団体合計	2,014	1,045 (52%)	190	617 (31%)	199	
全国地方公共団体合計	49,011	28,537 (58%)	5,651	15,574 (32%)	5,387	

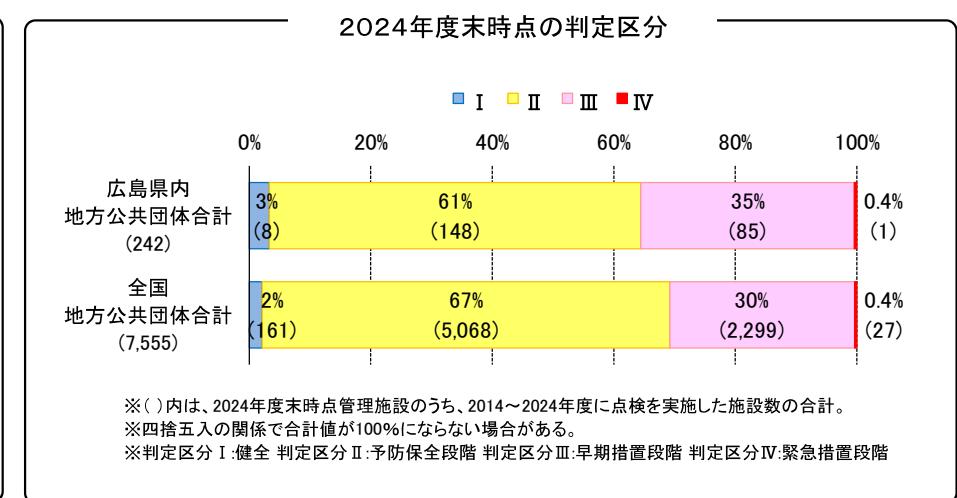
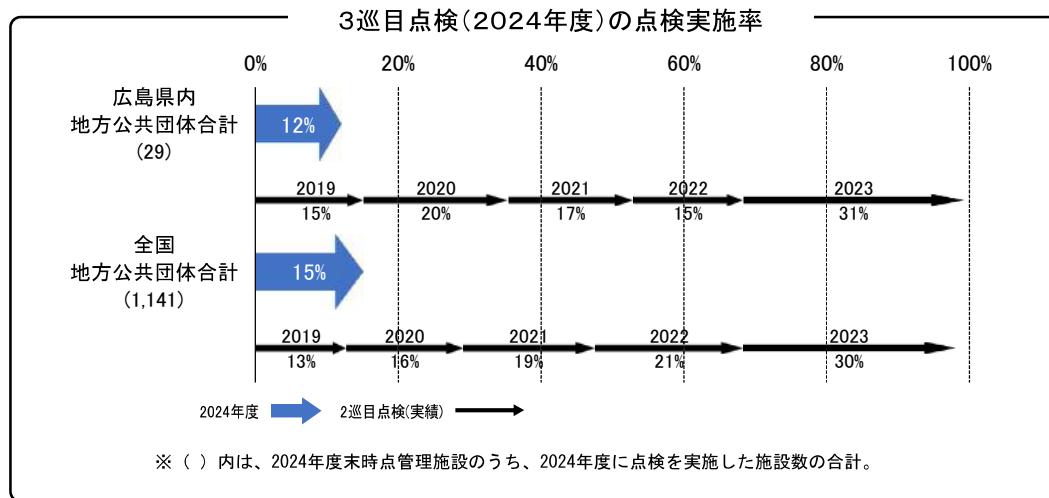
○2巡目の点検で区分III・IVと判定された施設の修繕等措置の状況

道路管理者	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	昨年度からの着手済施設増加数 ※	措置完了済の施設数 C (C/A)		昨年度からの完了済施設増加数 ※
				措置完了済の施設数 C (C/A)	昨年度からの完了済施設増加数 ※	
広島県内地方公共団体合計	343	62 (18%)	62	14 (4%)	14	
全国地方公共団体合計	7,852	1,107 (14%)	1,107	141 (2%)	141	

○3巡目の点検で区分III・IVと判定された施設の修繕等措置の状況

※撤去等により修繕の対象から外れた施設等を除く。

広島県の地方公共団体におけるトンネルの老朽化対策の状況



判定区分III・IV施設の修繕等措置の状況(2024年度末時点)

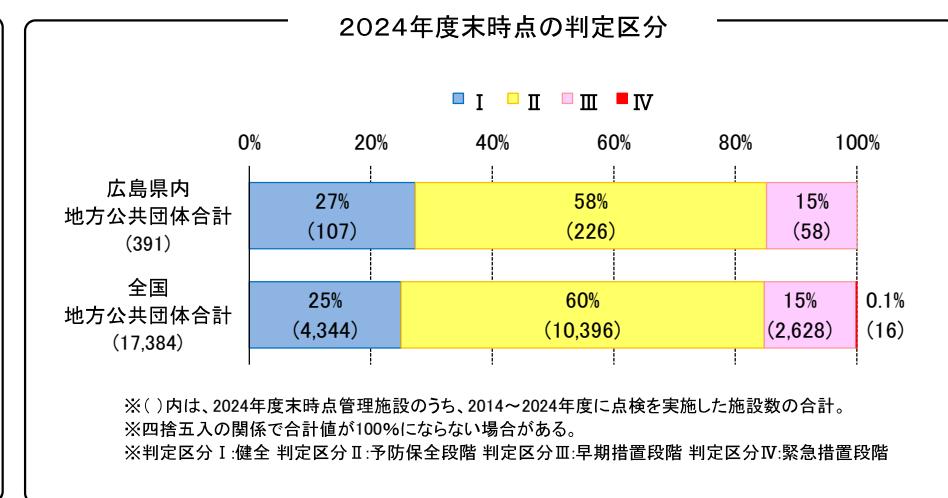
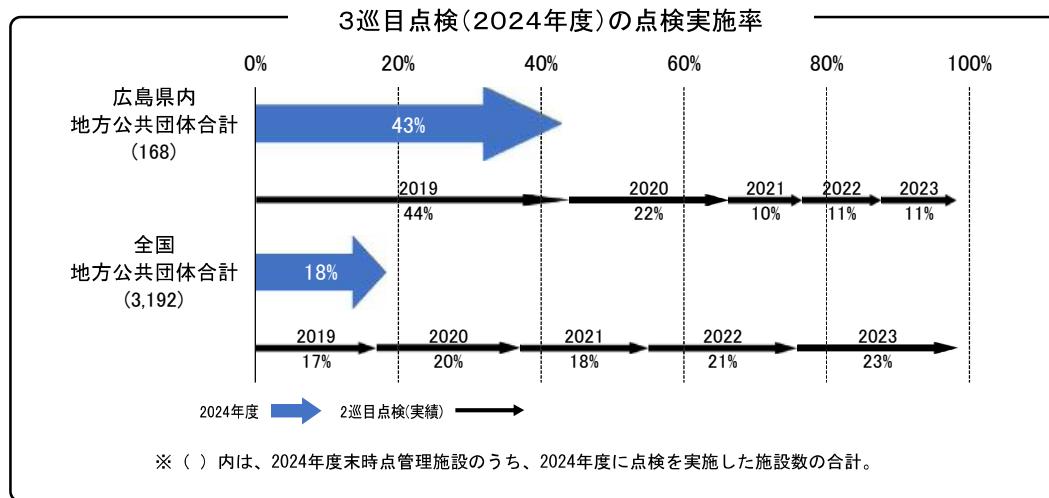
○2巡目の点検で区分III・IVと判定された施設の修繕等措置の状況	○3巡目の点検で区分III・IVと判定された施設の修繕等措置の状況	道路管理者				
		措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	昨年度からの着手済施設増加数 ※	措置完了済の施設数 C (C/A)	昨年度からの完了済施設増加数 ※
広島県内地方公共団体合計	87	40 (46%)	4	23 (26%)	5	
全国地方公共団体合計	2,371	1,677 (71%)	325	1,044 (44%)	361	

※撤去等により修繕の対象から外れた施設等を除く。

措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	昨年度からの着手済施設増加数 ※	措置完了済の施設数 C (C/A)	昨年度からの完了済施設増加数 ※
8	0 (0%)	0	0 (0%)	0
299	19 (6%)	19	4 (1%)	4

広島県の地方公共団体における道路附属物等の老朽化対策の状況

※道路附属物等・シェッド・大型カルバート・横断歩道橋・門型標識等



判定区分 III・IV 施設の修繕等措置の状況(2024年度末時点)

○2巡目の点検で区分III・IVと判定された施設の修繕等措置の状況	○3巡目の点検で区分III・IVと判定された施設の修繕等措置の状況	道路管理者								
		措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	昨年度からの着手済施設増加数 ※	措置完了済の施設数 C (C/A)	昨年度からの完了済施設増加数 ※				
広島県内 地方公共団体合計	73	56 (77%)	7	33 (45%)	2	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	昨年度からの着手済施設増加数 ※	措置完了済の施設数 C (C/A)	昨年度からの完了済施設増加数 ※
全国 地方公共団体合計	2,743	1,766 (64%)	396	998 (36%)	339	25	9 (36%)	9	0 (0%)	0
						346	34 (10%)	34	0 (0%)	0

※撤去等により修繕の対象から外れた施設等を除く。